

平成 26 年 3 月 13 日

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団
団 長 弁 護 士 丸 山 輝 久 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



「申入書（田畑の財物損害の賠償基準の公表について）」へのご回答

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、被害を受けられた皆さまに大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

さて、貴弁護団よりいただきました平成 26 年 2 月 27 日付の申入書に対しまして、下記のとおり、回答させていただきます。

記

弊社は、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下、原子力損害賠償紛争審査会における中間指針等の内容も踏まえ、被害を受けられた皆さまに対し公平かつ適正な賠償に取り組んでおります。

さて、この度、頂戴いたしましたお申し入れの趣旨は、被害を受けられた方が所有する田畑について弊社基準による「時価相当額」の計算ができるように情報を公表すべきとのことと理解しております。

弊社では、被害を受けられた方が所有する田畑について、面積、賠償単価（福島県不動産鑑定士協会さまが中立・公正な立場で調査したもの）、持分割合等を予め印字した冊子を作成し、請求書類を送付させていただく際に併せてお手元にお届けしており、「時価相当額」をご自身で確認・計算いただけるようご案内しております。

なお、弊社といたしましては、個人の資産の状況が特定されるおそれのある内容につきまして第三者に開示することはいたしておりませんので、何卒ご了解賜りますようお願い申し上げます。

以 上